

General Rules

総 則



2022年5月改訂版

(1) 会員の目的

ここで定めているのは、一般社会が水中活動に参加するために必要とされる知識と安全な技術の教育と訓練を普及し励行する際に、CMAS認定基準に基づいたJEFF公認コースの開催の最低限度の基準を定めている。

ここで言う指導員(インストラクター)とはJEFFのSHOPインストラクター以上を認定指導員とする会員とする。

なお、JEFFダイブマスターはガイド業務を行うことから準会員とする。

(2) 一般

- 1) JEFF公認のコース開催は、JEFF公認指導員が開催すること。
- 2) 認定申請は認定する指導員の責任において各受講生が最低基準を満たしていることを確認してから事務局に申請すること。
- 3) 最低基準以上のカリキュラムの内容、技術の水準、講習時間、講習費等は、受講生数、年齢、能力、開催地及びその地方の社会通念に合わせる。
- 4) 複数のJEFFのインストラクターが共同で指導することは可能であるが、必ずコース責任者が全活動の監督をすること。認定する指導員が全ての項目を担当する必要はない。
- 5) JEFFの講習に外部講師を依頼するときは依頼内容を口頭又は文書で正確に伝えること。
- 6) 各コースは最新のダイビング知識と技術を受講生に与えるものであること。
- 7) いかなるレベルでもその受講生が指導員を通じ、事務局へ登録されなければ認定は受けられない。
- 8) 各コース開始日までに認定条件の年齢に達していること。ただし、保護者又は指導員の責任管理書があるときは、認定条件年齢まではその管理下にあることを条件にカード発行、講習は可能である。
- 9) 全ての指導において受講生の知識と技術を何らかの形で評価すること。
- 10) 全ての指導において評価、監督は現役JEFFの指導員以外が行ってはならない。
- 11) 全ての指導において受講生から目を離さないこととする。又は常に安全である状況を確認できる体制を取ること。
- 12) 実技指導(水中、水面に限らず)は、同時に複数のコースを開催することは出来ない。
- 13) 全ての指導において基準違反あるときは、賠償保険適用外になることもある。

(3) 記録、報告、書式(3年間の保存)

- 1) JEFFの講習を開催するときは、受講前にコースのオリエンテーションを行い、承諾書及び了解事項を全て受講生に記入させること。
- 2) 未成年者に対する指導は、保護者が署名捺印した同意書を受取る前に講習してはならない。
- 3) 講習前に各受講生が健康調査票や本人の申し出により、何らかの不安要素があるときは、医師の署名捺印した健康診断書(申込時より1ヵ月以内のもの)を提出させること。
病歴又は外観により安全な潜水活動に適していないと思われる受講生に対する水中訓練は、ダイビングに摘要される診断に基づいた医師の了解を書式により受取るまで行ってはならない。
受講生が医師本人であるときは、健康診断書は他の医師の署名捺印したものであること。
- 4) 受講生に対する評価書等は記録として3年間保存する。
- 5) JEFF及びJEFFに関連する全てに関して起訴等が起きる可能性があるときは、延滞なくJEFFの事務局へ全ての情報を提出すること。
- 6) 受講生の潜水及びトレーニング記録を、受講生のログブック、チェックリストに記入し、その記録はJEFFの指導員のサインによって証明される。

(4) コンファインドウォーターの定義

- 1) 指導員がプールと同等レベルで受講生の安全を監視できる水域と定義づける。

(5) オープンウォーター

- 1) 訓練後に受講生が経験する環境状態にあった水域とする。
プール及び訓練タンク等は水深に関わらずオープンウォーターとしての条件を満たさない。

(6) スキンダイビングとスノーケリング

- 1) 海洋にエントリーして最低 20 分以上水慣れを目的に行い指導すること。
水深は最低 3m 以内とする。
- 2) スノーケルとはマスク、スノーケル、フィン、浮力体を身に付けて、水面を移動するものとする。

(7) スクーバー潜水

- 1) エントリーしてスクューバーで呼吸しながら最低 20 分間の水中潜水活動をしてエキジットすること。
海洋における最低水深は 5m とする。
減圧停止を必要とする潜水をしてはならない。

(8) 器材

- 1) 実技指導においては以下の器材が必要とされる。
フィン、マスク、スノーケル、BC、レギュレーター、残圧計、ウエイトの他にオクトパス、水深計コンパス、水中時計(ダイブコンピューター)、ウエットスーツ、ドライスーツを必要によって使用する。
指導員は上記に上げられた器材の他に、緊急信号器材を携帯することを義務付ける。
必要に応じ、ダイバーフラッグ付きの浮具の使用が望まれる。
- 2) 指導員は講習レベルにあった各器材の原理と特徴の説明をし、また各メーカーの種類を取り上げ受講生が各自のレベルとダイビングを行なう地域に適切な器材を選べるように、長所、短所を分かりやすく指導すること。
- 3) ログブックの使用法を教え実際に使用すること。

(9) 技術

- 1) 全ての JEFF のコースにおいてその認定を受けるには、コース基準に特別記述がない限りそのコースが開催された地域にあった潜水器材を装着し、最低限トレーニングチェックリストの項目を平均以上(指導員が判断する基準として 70 点)の能力で実行できる実力を必要とする。
- 2) 全ての JEFF コース受講生に、心肺蘇生法(C. P. R)と初期救急法(F. A)、AED、酸素供給方の存在を知らせ、正式な講習の受講を勧める。

(10) 時間

- 1) 受講生の潜水技術と知識のレベルが、その受講生が受講している講習レベルでの安全潜水可能なレベルに熟達するまで、もしくは、認定基準を満たしたことが確認されるまで、各コース基準に定められた最低コース時間以上、何時間でも追加講習を行なうこと。
- 2) 追加講習を行なうときは受講生にその理由を明確に伝えること。

(11) 認定

- 1) JEFF 公認コースの条件を満たした受講生を認定した指導員は、速やかに認定申請書を事務局に申請提出すること。
3 カ月を過ぎた申請書は無効とし、再度指導員が受講生の技術、知識を確認したうえで再度事務局に提出するものとします。
- 2) 各コース基準より指定された最低知識と技術が満たせない受講生は認定することはできない。
- 3) 全ての講習を受講終了しても認定できないレベルの受講生には、具体的な理由を書面又は口頭によって知らせ、指導員はその理由を証明できる書面を記録として保存すること。

(12) 指導員補佐と受講生比率

- 1) 各コースで特別指定されていなければ、指導活動での JEFF 指導員 1 名に対する最大比率は下の通りとする。ここでの補佐は現役の指導員、JEFF の SHOP インストラクター以上とする。
(スノーケルにおける比率は 7) の比率とする)

	指導員	補佐	受講生
コンファインド ウォーター	1 名	0 名以上	8 名以下
	1 名	1 名以上	14 名以下
	1 名	2 名以上	18 名以下
	1 名	3 名以上	20 名以下
オープンウォーター	1 名	0 名以上	6 名以下
	1 名	1 名以上	8 名以下

- 2) 各コースとも現役 JEFF 指導員が常時出席し、直接クラスコントロールすること。
- 3) 現役 JEFF 指導員 1 名に対し、補佐の人数に関係なく、コンファインドウォーターで 20 名、オープンウォーターでは 8 名以上の受講生の比率を越えないこと。
但しこの比率は最適の状態での比率であり安全について疑問があると考えられる時は、指導員の判断が摘要される。
- 4) 指導員賠償責任保険に加入していない JEFF 指導員はいかなる指導もできない。
補佐する者も同一とする。JEFF が指定する賠償責任保険の補償内容は下記内容ですが、他の保険に加入しても補償内容が同一以上である事が必要であり、その時は保険証書のコピーを事務局に提出すること。
但し、他団体よりのクロスオーバー時点については特例もあります。
- 5) 海洋におけるガイド(ファンダイビング)の受講生比率は、上記のオープンウォーター時の人数となる。
D/M のガイドの最大人数は 6 名以下とし、補助者による最大人数の増加は認めない。
SHOP インストラクター以上が行うガイドについては、補助者を D/M とすることが出来る。
- 6) 体験ダイビングにおける海洋受講生比率は最大で指導員 1 名に 2 名とする。
(20m以上の透視度により 3 名とすることが出来る)
D/M についても最大人数を、2 名とする。その他、指導基準参照のこと。
- 7) スノーケルにおける比率は指導員 1 名参加者 8 名とし、補助者 1 名の時は 10 名までとする。補助者の資格はプロスキンスキューダイバー資格保持者以上を持つ者とする。
- 8) 保険の種類と補償額の規定(保険金額については、年度毎に変動します)
下記は最低補償条件を目安として表記しています。
- ・インストラクター、ダイブマスター個人保険
対人対物含め 合計 1 事故 3 億円(期間中無制限)
 - ・ショップ保険等の補償内容は下記となります。
対人 1 名につき 2 億円 対物 1 事故 1 千万円
1 事故につき 期間中 5 億円以上
 - ・店舗を持って事業を行なう指導員は、賠償保険と傷害保険の組み合わせ補償を必要とします。
- JEFF 保険加入は、JEFF 指導員他、JEFF が認める相互認定基準に適応する団体の指導員であれば加入が可能とする。
指導法、ガイド法は各指導団体の範囲とする。
補償範囲は、認定活動、ガイド(ファンダイブ)、体験ダイビング、JEFF が認めるスノーケリング活動、その他 JEFF 本部が認める活動とする。

JEFF 認定申請案内

認定基準を審査するには、必ずトレーニングチェックリストを使用し考慮することなく正確に記入して下さい。

なお、審査を行う前に十分な講義、訓練指導を行い審査レベルに達してから実施して下さい。

指導期間中は、安全確保に努め事故等のないように充分注意して行って下さい。

審査レベルに達するまでの指導期間は、各認定基準に合わせて、時間数等を満たすように各指導員が計画、実施して下さい。

必要に応じて教育委員会より提出を求められることがありますので、トレーニングチェックリストは認定申請書控と一緒に3年間保管、保存して下さい。

◆認定申請について

申請書 事務局規定のものを使用

写真 1枚:サイズ 横 3cm×縦 4cm(申請書に貼付、裏面に生年月日、名前を記入)

証明書類 (コピー可、オープンウォーターダイバー以外、全てに必要)

※申請書には、必ず指導員のサインが必要です。

※申請書の有効期限は指導員認定日から1カ月以内とします。

◆指導員保管書類

3年間保管、保存

申請書控、学科試験解答書、トレーニングチェックリスト、健康調査表等必要書類、証明書類

◆MEMO

JEFF 認定申請料

◆ダイバー申請料（消費税別）

	申請者	指導員	本部
Snorkeler	¥ 3,000	¥ 1,000	¥ 2,000
Basic（保険機能無し）	¥ 5,000	¥ 2,000	¥ 3,000
1 Star	¥ 8,000	¥ 1,500	¥ 6,500
2 Star	¥ 9,000	¥ 2,500	¥ 6,500
3 Star	¥ 10,000	¥ 3,500	¥ 6,500
Specialty	¥ 3,000	¥ 1,000	¥ 2,000
JEFF Rescue	¥ 5,000	¥ 2,000	¥ 3,000
DAN Oxygen Provider	¥ 3,000	¥ 1,000	¥ 2,000
再発行	¥ 3,500	¥ 1,000	¥ 2,500

◆インストラクター申請料（消費税別）

	年会費	登録料 (全ての登録時にかかります)
Snorkeling Instructor	¥5,000	¥5,000
4 Star	¥ 11,000	¥ 11,000
Assistant Instructor	¥ 11,000	¥ 11,000
Guide Instructor	¥ 15,000	¥ 15,000
Shop Instructor	¥ 15,000	¥ 20,000
Instructor	¥ 20,000	¥ 20,000
Training Instructor	¥ 20,000	¥ 30,000
Examiner Instructor	¥ 20,000	¥ 30,000
Master Instructor	¥ 20,000	¥ 30,000

ダイバートレーニング教習時間(最低時間)

	Snokeling	Basic	Open Water	Advanced Diver	Rescue Diver Pro Rescue	Master Diver	Dive Master
学科	1 時間	2 時間	6 時間	6 時間	CPR/FA 5 時間以上 ※内高気圧障害 2 時間以上	6 時間 以上	12 時間 以上
実技時間	3 時間	14 時間	22 時間	22 時間	RC/D 4 時間以上 PR/D 8 時間以上	24 時間	40 時間 以上
日数	1 日	2 日 以上	3 日 以上	2 日 以上	5 日 以上	3 日 以上	5 日 以上
限定水域	/	1 Dive	1 Dive		4 Dive	2 Dive	4 Dive 以上
海洋実技	/	2 Dive	4 Dive (スキン 1 Dive)	5 Dive	2 Dive	6 Dive	10 Dive 以上

継続トレーニングにおいて A/D 講習を行うときは以下の時間数以上とし、認定規準の内容以上の実力を指導員が確認すること。

講習項目	実技本数	学科時間
ディープダイビングコース	2 Dive	1 時間
ナビゲーションコース	3 Dive	1 時間
選択スペシャリティーコース (3 コース以上選択)	2 Dive (6 Dive)	1 時間 (3 時間)
合計	11 Dive	5 時間

※ 以上のスペシャリティーダイバーコースを全科目が O/W 認定日より 4 カ月以内に行われるときは、全コース終了時に A/D ダイバーの申請が可能です。

また、スペシャリティーコースは連続して行わなくとも期間内であれば項目ずつに保留できます。このコースは、ファンダイビング一環として行うことも可能です。講義との時間的な差は問題ありません。

ただし、認定する際には、認定基準に到達していることが必要となります。

※ 各種スペシャリティーコースを指導員は、教育委員会の許可を得ることを条件に、独自のスペシャリティーコースの開催が出来るものとする。ただしアドバンス必要規定ダイブ数以下とすることは出来ない

※ M/D コースにある限定水域では、泳法、ダイビングスキルの確認、レスキュー技術を行います。

※ D/M コースは、M/D コース受講後行うことが前提であるが、レスキューダイバー終了後、D/M コースを受講する時は、受講生に M/D レベルの知識、スキルがあることが前提とする。

規定に満たないレベルである時は M/D レベル講習を D/M コース時に導入すること。

※ 定義

1 ダイブとは、20 分以上の潜水とします。

海洋における最低水深は 5m とします。

ここに規定する、潜水回数は最低本数とし、年齢、経験、地域性によって認定規準にあった講習を行うこと。

JEFF 指導員規約

1. JAPAN EDUCATIONAL FACILITES FEDERATION(以下、JEFFと称する。)の指導員は一般社会に対し潜水等の普及活動を通じて、心身ともに健全なる青少年の教育、育成、環境自然保護に寄与する重要性を認識し、また一般社会が安全に潜水活動を行なうために CMAS 認定基準に基づいた JEFF の知識と技術を提供する必要性を認識すること。

1. JEFF の会員は指導基準によって合格後、入会金、年会費、申請料を本部に納め本部の承認によって会員となる。

次年度に年会費が未納の会員は自動的に会員の資格を失う。

本会の事業年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

年会費、入会金、申請料、ショップ登録料に関しては別に定める。

1. JEFF の会員は、異義申し立てや意見を文書以て本部に伝えることが出来る。

本部はそれらの必要と思われる事項に本部会議を開いて対処し、決定事項を会員になんらかの方法で連絡する。

1. JEFF の本部役員はエグザミネーインストラクター以上によって組織される。

1. 本会の役員は次の通りとする。

会長 1 名

副会長 2 名

専務理事 1 名

事務局長 1 名

理事 若干名

兼任は認める

1. 本会の運営に関して必要な事項は本部会議で定める。

1. JEFF 指導員は現時点における最高の基準に従って義務を遂行する。

人種、差別、信仰、主義主張の異にかかわらず前提される知力、体力を備えて成熟した人間に受講の権利を与え打算や偏見を持たず指定された基準に従って、指導員が責任を負う全ての必修項目を公平に指導することを誓約する。

1. JEFF 指導員は、受講生に潜在的危険性がある水中環境を紹介する際に伴う危険性と責任を認識し、安全潜水の指導向上を誓約する。

1. JEFF 指導員は、受講生の安全確保を最初の義務と考え、安全な潜水活動に必要な知識、技術習得を上達の程度により成功を計る。

1. JEFF 指導員は、常に新しい知識、技術を習得し個々の安全潜水の研究と開発を進めること。

1. JEFF 指導員は自ら模範となって、安全潜水の原則に従い安全潜水手順を奨励し促進させてゆくことが基礎であることを認識しその立場を維持する。

1. JEFF 指導員は、JEFF で定められた基準に従った講習を行ない、基準を十分に完了した受講生以外は認定しない。

1. JEFF 指導員は受講生に対し全ての予定経費、必要経費等について十分説明の後、受け入れ指導する。

1. JEFF 指導員は、無資格者が使われる潜水指導を開催及び参加することをしない。
また、特別 JEFF より要請のない限り公表した意見及び JEFF の立場と異なる意見は個人的見解とする。
1. JEFF 指導員は、自己の活動の質が公共団体や他の水事関係者、一般人の態度に影響を及ぼすことを認識し、専門的水準の向上及び指導員活動の質的向上を促進する。
1. JEFF 指導員は、現役指導員の資格を規定に準じた更新をおこない、JEFF が規定する指導員賠償責任保険も併せて必ず加入する。
1. JEFF 本部は、最高水準の専門的基準を維持し向上させる為、いかなる会員でも本部規約違反及び指導基準違反、本部通達事項違反に対し聴聞会を開き、訓戒、制裁、監視、保護観察処分及び資格の保留、剥奪、除名を言い渡す権利がある。
また本部は処分された会員を本部役員会にてしかるべき理由をもって再審議し復帰させることが出来る。
1. JEFF 指導員は、いかなる事故に於いても、本部に報告の義務がある。
1. JEFF 指導員はビジネスとしてダイビングを提供するときは、一般社会的な範疇における倫理感において活動することとする。
一般社会的な倫理感の判断は本部が別に組織する外部委員で組織する倫理委員会がする。
1. JEFF の運営(経営を中心とした活動)は、株式会社ジェフに全てを行うものとする。
1. その他規約に記載されていない事項について諸問題が発生するおそれがあるときは、本部に指示を受け活動すること。
1. 重大な基準違反による事故については、賠償保険適用外となることもあると理解して活動すること
1. JEFF 指導員は、自身の身体的、精神的を含め、全ての健康状態が良好であることを活動条件とする。
1. JEFF 本部は、JEFF 指導員への情報伝達手段は一斉メール配信とするので、加入指導員はメールアドレスの登録は絶対条件とする。

上記の規約を理解したことを確認します。

なお、規約については改定されることがある。その改定については指導員一斉通信で連絡されるものとし、指導員確認サインをした後に変更があるときは、常に最新の規定が適用される。

日付 年 月 日

指導員氏名(自筆記入)